

訪問入浴介護重要事項説明書

1. あすなる訪問入浴介護事業所の概要

(1) 訪問入浴介護事業者の指定番号及びサービス提供地域

法人名	社会福祉法人 あすなる会
法人住所	出雲市白枝町396-2
事業所名	あすなる訪問入浴介護事業所
事業所所在地	出雲市白枝町395-2
指定番号	3270400363
連絡先	出雲市白枝町395-2 Tel 0853-23-0078 Fax 0853-23-8544
サービスを提供する地域*	出雲市、大田市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	員数	常勤	非常勤
管理者	1	1	
看護職員	4	2	2
介護職員	11(兼務)	10	1

(3) 設置の概要

訪問入浴車 1台

(4) 営業時間

8:30～17:30 (月曜日～金曜日)

。年末年始12月29日—1月3日は休業とする。

2. 目的

あすなる訪問入浴介護事業所は、加齢及び疾病に伴って生ずる、心身の変化に起因する、要介護になった者のうち、居宅介護者に対してその居宅を訪問して、浴槽を提供し、入浴介護を行い、身体の清潔の保持や心身機能の維持向上を図り、自立支援を行うことを目的とする。

3. 方針

高齢者が地域で可能な限り自立した日常生活が出来るよう、訪問入浴車により家庭を訪問し入浴サービスを行います。当法人は、ディサービス事業、居宅介護支援事業などの在宅サービスなどを併せ持っており、高齢者のニーズに応じたサービスを提供できます。

4. サービス内容

ご自宅の浴槽で入浴が困難な方に、ご自宅内での入浴を提供します。各人にあった方

法により、入浴していただき快適で安全な在宅生活を過ごしていただきます。

5. 利用料金

・ 訪問入浴利用料

1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
12,660円	1,266円
部分・清拭	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
11,390円	1,139円

・ 介護予防

1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
8,560円	856円
部分・清拭	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
7,700円	770円

初回加算

200単位

介護職員処遇改善加算Ⅲ

一月あたりの総単位数×7.9%

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供書を後日市町村の窓口提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。（償還払い）

・ キャンセル料

利用者の方のご都合でサービスを中止なさる場合も、キャンセル料はいただきませんが、なるべく早くご連絡下さい。

・ 支払方法 毎月20日引き落とし日となっております

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事前に最寄りの市町村窓口もしくは、指定居宅介護支援事業所へご相談下さい。その後、当事業所職員がお伺いし契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する時は速やかにお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者の方が介護保険施設に入所された場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の方の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - * この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます
- ・ 利用者の方がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者の方やご家族に対して社会通念を脱する行為を行った場合、または当事業所が閉鎖した場合、利用者の方は当事業所に申し出ることで即座にサービスを終了する事が出来ます。
- ・ 利用者の方が、サービスの利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、または利用者の方やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 訪問時間の連絡定時訪問が出来ない場合には事前に連絡させていただきます。
- ・ 体調確認看護職員により体調確認します。
- ・ 体調不良によるサービスの中止・変更
当日の体調不良により中止、変更の場合は随時ご相談下さい。

7. 苦情対応窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（窓口担当者）

【職種】 あすなる訪問入浴介護事業所 所長 藤江末子

- ・ 受付時間

毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

・電話番号 0853-23-0078 ファックス番号0853-23-8544
また、苦情受付ボックスを通所介護センター内に設置しています。

- (2) 事業者は、苦情の申し立てが合った場合は、次の手順によりその解決を図ります。
- ① 利用者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - ② 苦情にかかわる問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
 - ③ 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。
- なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

出雲市市役所 介護保険担当課	所在地 出雲市今市町70 電話番号 0853-21-2211 FAX:0853-21-6598 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 松江市学園南2-12-5 電話番号 0852-21-2811 FAX:0852-21-3550 受付時間 8:30~17:00
島根県社会福祉協議会	所在地 松江市東津田町1741-3 電話番号 0852-32-5970 FAX:0852-32-5973 受付時間 8:30~17:00

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 秘密の保持

- (1) 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- (2) 従事者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

10. サービス担当者会議等に使用する個人情報の利用範囲

(1) 使用する対象者

- ・利用者の主治の医師
- ・サービス提供を行う事業者の担当者

(2) 使用する個人情報

- ・指定居宅介護支援事業所よりの居宅サービス計画書
- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他訪問入浴介護に関わる必要最小限の情報

利用者に対して本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 出雲市白枝町395-2
社会福祉法人 あすなる会
理事長 竹内 一夫

名 称 あすなる訪問入浴介護事業所 印

説明者

本書面により、事業者から重要な事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

(家族又は代理人) 住 所

氏 名 印